

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（取得勧誘における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等）</p> <p>第十一条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項第二号ロ又は前項第一号ロ(2)に規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号ロ又は前項第一号ロ(2)に規定する書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体（電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。第十六条第一項第一号において同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイル</p>	<p>（取得勧誘における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等）</p> <p>第十一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付す</p>

に転売制限情報を記録したものを交付する方法

〔4〕7 略

(特定投資家向け取得勧誘における有価証券の譲渡に関する制限等)

第十二条 「略」

2 前項第一号ロ(ii)に規定する書面を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。)は、同号ロ(ii)に規定する書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)の同意を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「転売制限情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

〔3〕6 略

(取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等)

る方法

〔4〕7 同上

(特定投資家向け取得勧誘における有価証券の譲渡に関する制限等)

第十二条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

〔3〕6 同上

(取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項第二号ロ、第二項第二号ロ(2)及び前項第一号ロ(2)に規定する書面を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。)は、第一項第二号ロ、第二項第二号ロ(2)及び前項第一号ロ(2)に規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)の同意を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「転売制限情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

〔5～8 略〕

(売付け勧誘等における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条の四 「略」

2 「略」

3 第一項第二号ロ又は前項第一号ロ(2)に規定する書面を交付する

第十三条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

〔5～8 同上〕

(売付け勧誘等における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条の四 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号口又は前項第一号口(2)に規定する書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

〔4〕7 略

（売付け勧誘等における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条の七 「略」

〔2〕3 略

4 第一項第二号口、第二項第二号口(2)及び前項第一号口(2)に規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号口、第二項第二号口(2)及び前項第一号口(2)に規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

〔4〕7 同上

（売付け勧誘等における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条の七 「同上」

〔2〕3 同上

4 「同上」

交付者」という。)の同意を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「転売制限情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

〔5〕10 略〕

(金融商品取引業から除かれるもの)

第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利の販売のうち、勧誘をすることなく、金融商品取引業者等(法第六十五条の五第二項及び第四項の規定により金融商品取引業者とみなされる者を含む。以下この号において同じ。)による代理又は媒介により当該販売に係る契約を締結するもの(当該代理又は媒介に係る業務の委託契約書その他の書類(電磁的記録を含む。))において、当該販売を行う者が当該金融商品取引業者等に勧誘の全部を委託する旨が明らかにされているものに限る。)

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

〔5〕10 同上〕

(金融商品取引業から除かれるもの)

第十六条 「同上」

一 法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利の販売のうち、勧誘をすることなく、金融商品取引業者等(法第六十五条の五第二項及び第四項の規定により金融商品取引業者とみなされる者を含む。以下この号において同じ。)による代理又は媒介により当該販売に係る契約を締結するもの(当該代理又は媒介に係る業務の委託契約書その他の書類(法第十三条第五項に規定する電磁的記録を含む。))において、当該販売を行う者が当該金融商品取引業者等に勧誘の全部を委託する旨が明らかにされているものに限る。)

備考 表中の「」の記載は注記である。	「二の二〇十七略」	「二の二〇十七同上」
	「二〇11略」	「二〇11同上」